

第七次中井町総合計画策定方針

令和6年2月

企画課

1 策定の趣旨

総合計画は、町のめざすべき将来像を定め、町民とともにどのようなまちづくりを行うか、その方向性を示す「まちづくりの指針」となる町の最上位計画です。

町では、平成28年度（2016年度）に第六次中井町総合計画基本構想及び前期基本計画を、令和2年度（2020年度）に第六次中井町総合計画後期基本計画を策定し、まちづくりを進めています。

後期基本計画の計画期間が令和7年度（2025年度）で終了することから、これまでの取組み、成果及び課題を踏まえ、町民が幸福を感じることができる中井町をめざして、令和8年度（2026年度）を初年度とする第七次中井町総合計画基本構想並びに中井町人口ビジョン、中井町デジタル田園都市国家構想総合戦略及び行政改革大綱を包含する前期基本計画を策定します。

2 社会状況及び課題等

- 人口減少・少子高齢化の進行への対応
- 産業・地域の担い手育成への対応
- GXやSDGsへの対応
- ダイバーシティ&インクルージョン（多様な属性の人材活躍）の推進
- 価値観の変化等への対応
- 住民参加・協働の推進
- DXの加速化への対応
- 地方分権の拡大
- 公共施設等の老朽化や最適化への対応
- 災害の頻発化・激甚化への対応

3 総合計画の構成及び期間

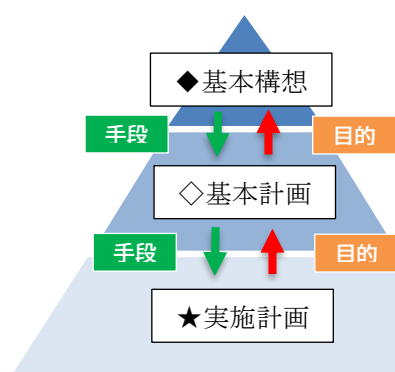
① 計画の構成

第七次中井町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とします。

基本計画・実施計画は基本構想の将来像を実現するための手段、基本構想の将来像は基本計画・実施計画に位置付ける事務事業の目的という関係性となります。

なお、本町のまち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略は、将来の人口展望の実現や地域の活性化などは総合計画との共通の目標であることから、より効果的にまちづくりを進めるため、第六次中井町総合計画後期基本計画と一体化して策定しています。次期総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）についても同様の理由から前期基本計画と一体的に策定します。

また、行政改革は政策実現の基盤であることから、前期基本計画の一部を行政改革大綱として位置づけ、その一層の推進を図ります。



◆まちづくりの長期的な指針として、短期的な変化にとらわれない10年後のまちの将来像やまちづくりの基本目標を示します。

◇基本構想と町の事務事業をつなぐ計画であり、基本構想の実現に向けたまちづくりの中期的な指針として、具体的な取り組みを体系的に示すものです。

★基本計画に掲げた施策を着実に推進していくため、今後5年間で行う具体的な事業を明らかにするものです。住民ニーズや時代の変化に対応していくためローリング方式により毎年見直しを行い、確実な実行に向けて取り組んでいくものです。

② 計画の期間

○基本構想：計画期間は令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

○基本計画：計画期間は5年間とし、前期基本計画は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで、後期基本計画は令和13年度（2031年度）から令和17年度（2035年度）までとします。

○実施計画：5か年の計画を毎年度見直します。

年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
基本構想	第七次総合計画 基本構想（10年）									
基本計画	前期基本計画（5年）					後期基本計画（5年）				
実施計画	5カ年計画（毎年度）									
		5カ年計画（毎年度）								
			5カ年計画（毎年度）							
				5カ年計画（毎年度）						

4 策定の視点

① 町民のウェルビーイング（Well-being）

ウェルビーイングとは、心身と社会的な健康を意味する概念で、身体だけでなく、精神的、社会的にも満たされている広い意味の幸福・多面的な幸せを表す言葉です。

次期総合計画では、町民が幸福を感じることができると中井町の実現、ウェルビーイングの向上を目指します。

町民等の意見聴取（Well-Being 指標（主観的・客観的）を活用したアンケート、町民ワークショップ）の結果をもとに、町民目線に立った計画策定を行います。

② 実効性のある計画

絵に描いた餅ではなく、人口減少及び少子高齢化の影響を踏まえた将来の人口動向を踏まえ、実効性を確保した計画策定を行います。

また、実効性を確保するため行政評価（施策評価・事務事業評価）及び、毎年実施する町民アンケート結果等のエビデンスに基づき予算編成に至る行政システムを連動させることにより、生産性の向上を図り、効果的に事業推進が図れる計画とします。

③ VUCA（ブーカ）時代に対応した計画

VUCA（将来の予測が困難な状況）時代において、社会情勢の変化や急速なIT化の進展等、行政の置かれる環境も大きく変化しています。

これらの環境に素早く対応するためにも、過去の成功事例や固定概念にとらわれることなく、DXの推進など行政イノベーションの推進を図る計画とします。

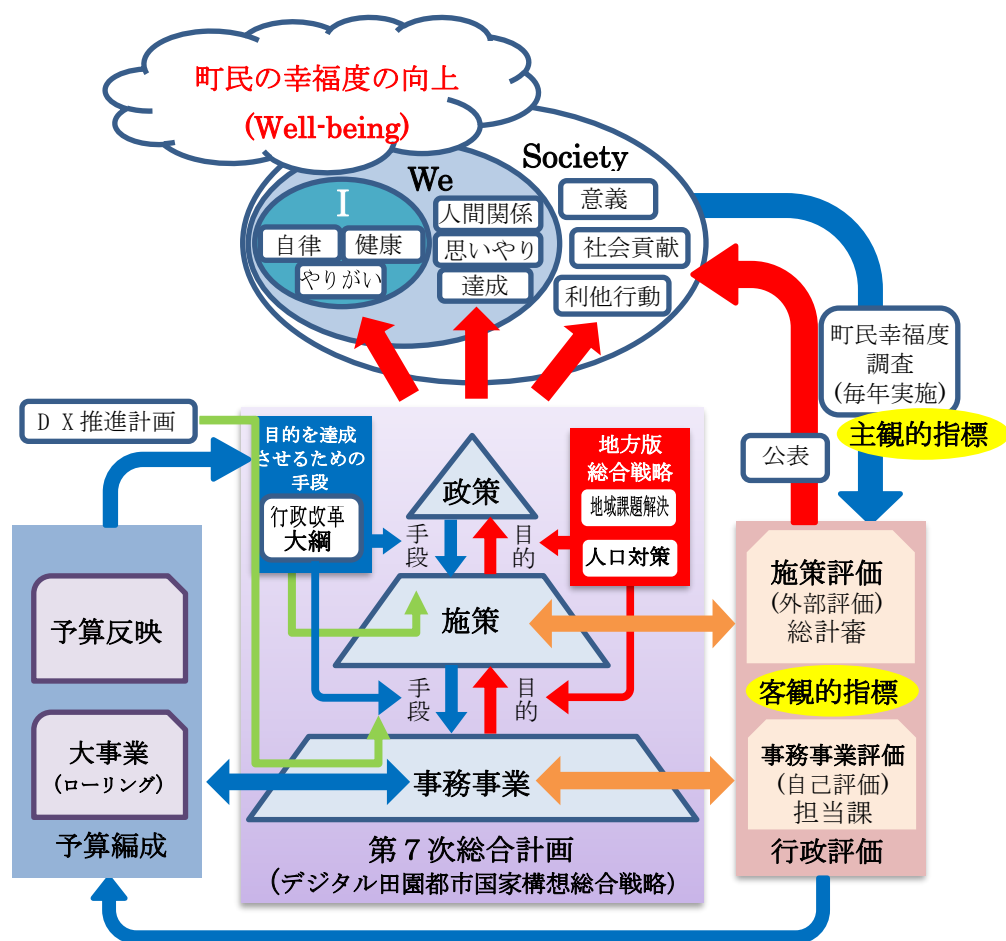
④ デジタルの力を活用した社会課題の解決

地域活性化を図るため、様々な分野においてデジタルの力を活用し、課題の解決や魅力向上を図ります。

⑤ 町民に信頼される行政運営

各施策を実行するためには健全な行財政運営と町民に信頼される行政運営を行わなければなりません。

行政改革大綱を前期基本計画と一体的に策定し、明確な成果指標と目標値を定め、各施策と同様の進捗管理を行うことにより、健全な行財政運営と町民に信頼される行政運営を推進します。



5 進捗管理

次期総合計画の進捗管理にあたっては、各施策の具体的な成果を計るための指標と目標値を設定し、毎年度、町民アンケート結果及び各指標の達成状況をもとに施策評価を行います。

また、次期総合計画の各施策に紐づく事務事業を予算の大事業と同一とし、毎年度、各施策への貢献度等を踏まえながら事務事業評価を行います。

これらの各評価を実施することにより、評価結果に基づく適切な改善等を図り、次年度以降の行政経営に反映させていくことで、実効性のある計画としていきます。

なお、評価結果を公表することで、町民目線での行政経営を実現するとともに、透明性の確保を図ります。



6 策定体制（基本構想及び基本計画）

（１）組織体制

① 総合計画審議会

町長の諮問に応じ、総合計画の策定について必要な調査・審議を行います。

② 庁内検討組織等

I) 策定委員会

町長、副町長、教育長、参事、課長により組織し、計画策定にあたって重要事項の審議を行います。

II) 策定幹事会

各課班長級 1 名以上で組織し、計画素案の作成、計画策定にあたって調査及び連絡調整等を行います。

III) 職員参加

職員の創意工夫と斬新なアイデアを計画に活かしていくため、提案や施策状況調査など職員の全員参加により策定します。

IV) その他

必要に応じ、上記の構成員以外で組織し、計画策定にあたって必要な検討を行います。

③ 町議会

計画の策定過程において適宜報告を行うとともに、町議会の議決を経て策定します。

(2) 町民参加

中井町自治基本条例第3条第2号に規定する町民（住民、中井町内に通勤又は通学する者、中井町内に事務所又は事業所を有する個人又は団体、中井町内において活動する個人又は団体）に対し広く意見聴取（アンケート調査、ワークショップ）を行います。

(3) 事務局

企画課が事務局として、基本構想及び基本計画の策定過程の全体を調整・管理するとともに、デジタル田園都市国家構想総合戦略との整合を図りながら計画案の取りまとめを行います。

